

熊本地震における官民連携での支援活動を推進するための要望

2016年4月26日

認定特定非営利活動法人 日本NPOセンター

事務局長 新田英理子

〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビル 245

TEL: 03-3510-0855 FAX: 03-3510-0856

(担当: 吉田 kyoshida@jnpoc.ne.jp)

このたびの熊本地震では熊本県、大分県の広い範囲が被害を受け、6万人にのぼる方が避難生活を余儀なくされています。こうした状況に対して、官民が連携して効果的な支援にあたるよう、以下の点をお願いいたします。

【緊急期の支援について】

1. 避難所運営をNPOが支援する場合に、その力を発揮できるための措置を講じてください。

先般、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）に対して、熊本県より避難所運営と物資配布をNPOで支援してほしいというご要望をいただきました。被災自治体も職員のみならず被災されている中、懸命に被災者支援活動を展開されておりますが、NPOとしても被災地の現状から積極的にご協力したいと考えており、実際に複数のNPOが避難所の支援にあたっています。

一方で、災害対策基本法では、避難所運営は本来、自治体の役割となっています。この原則を明確にした上で、NPOが有効かつ継続的な支援活動ができるよう、以下の点をお願いいたします。

自治体にNPOとの連携窓口を置いてください。

被災者の支援を行う中で、さまざまな要望が出るのが予測されます。物資の確保や提供、避難所環境の改善などは権限のないNPOだけで行うことはできません。避難所運営をNPOが支援する場合においても、自治体職員を常駐いただくなど、連携窓口を明確にいただき、活動現場においてNPOと連携を深めて被災者支援を行ってください。

また、NPOがその活動を通じて課題を発見した場合、行政が担当課を横断して課題を共有し、解決策を講じていただけるよう、体制整備をしてください。

本来行政が行うべき業務を NPO が担う場合は、適切なコストを負担してください。

避難所運営にかかるコストは本来、災害救助法に基づき行政が負担すべきものです。NPO が行政に代わって避難所運営を行う場合にかかるコストは、行政でご負担いただけますよう、災害救助費からの予算措置をお願いいたします。

(参考：災害対策基本法 第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。)

2. 民間の主体性を活かした災害ボランティアセンターの運営をご支援ください。

現在、被災地の県・市町村社会福祉協議会を中心に、県内外の NPO、青年会議所など、多様なステークホルダーが協働して、総力を挙げて災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営を行っています。災害ボランティアは自発意思に基づく共助の活動であり、被災者一人ひとりの状況に合わせたきめ細やかな活動が行えるという意味で、行政による公助とは別の役割を持っています。この特性を活かすために、自治体は民間の主体性・自律性を重視していただきながら、その活動をバックアップいただけますようお願いいたします。

【復興期の支援について】

3. 長期的な復興の過程においても、官民連携の場を持ってください。

今回の震災の支援のために、NPO のネットワークである「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)」の呼びかけで、熊本県と地元 NPO、外部から応援に入った NPO による「熊本地震・支援団体火の国会議」が開かれています。この会議において、先述の避難所運営に関する課題共有がなされるなど、官民連携が進みつつあります。

今後の長期にわたる復興の過程でも、議員のみなさま、国・地方自治体、NPO 等民間団体の対話の場を持ち、官民連携で取り組める環境を整備してください。

4. 中央共同募金による「平成 28 年熊本地震 支援金」を後押ししてください。

NPO による活動を支えるために、複数の資金仲介団体が助成プログラムの立ち上げを表明されています。東日本大震災においても、中央共同募金会が「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金」を立ち上げ、2016 年 1 月までにのべ 9,586 件、総額 41 億 4,993 万円の助成が行われ、NPO による支援活動を支える重要な役割を担われました。

今回も中央共同募金会が「平成 28 年熊本地震 支援金」を立ち上げ、募金活動をされていますが、その重要性に鑑み、以下の点をお願いいたします。

「平成 28 年熊本地震 支援金」を指定寄附金に指定してください。

東日本大震災における「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金」は指定寄附金の指定がなされ、多額の寄附金が集まりました。「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金」と同様に、今回の「平成 28 年熊本地震 支援金」も指定寄附金として指定し、寄附を後押ししてください。

人件費を助成対象としてください。

東日本大震災における「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金」は非常に重要な役割を果たしました。NPO による被災者支援活動は、スタッフの専門性こそが重要です。長期にわたる復興の過程を継続的に支えるために、「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金」と同様に、今回の「平成 28 年熊本地震 支援金」においても人件費を助成対象として認めてください。

【今後の災害に備えた取り組みについて】

5. 今後の災害に備え、官民連携を促進するための協議の場への国・自治体の参加を明確化してください。

先述の通り、現在の緊急期において「熊本地震・支援団体火の国会議」や避難所の協働運営など、官民連携が進みつつあります。

これは昨年の関東・東北豪雨災害において、常総市でもたれた「常総市被災者支援情報共有会議」がモデルとなっています。茨城県、常総市、茨城県社会福祉協議会、常総市社会福祉協議会、地元 NPO、全国域の NPO ネットワークの 6 者による定期会議で、官民で課題を共有し、解決策をともに考えながら、協働での支援活動が展開されました。

今回の「熊本地震・支援団体火の国会議」へは国、県の担当の方もご参加いただいておりますが、こうした官民での会議は制度上位置付けられておらず、災害のたびに関係機関に呼びかけて調整を行っているのが現状です。

災害対策基本法においても行政は民間との連携に努めなければならないと規定されています。この規定を有効なものとするため、今後の災害においても、行政と NPO による協議の場づくりが迅速に立ち上がるよう、位置づけを明確化してください。

(参考：災害対策基本法 第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。)